

健康・福祉

後期高齢者医療保険被保険者の脳ドック受診者を募集します 【保険年金課】

- 受診資格（申請時に次の①～③すべてを満たす人）
  - ①橋本市の保険者番号を持つ和歌山県後期高齢者医療被保険者
  - ②後期高齢者医療保険料完納者
  - ③平成29・30年度に受診していない人
- 受診期間 8月～2020年3月（予定）
- 受診場所 橋本市民病院
- 募集人数 20人（申込多数の場合は抽選）
- 申込期間（担当課窓口で申し込んでください）5月9日（木）～14日（火） ※土・日曜日を除く
- 持ち物 後期高齢者医療被保険者証、印鑑（朱肉使用）
- 負担額 10,000円
- 検査内容
 

MR検査、血液検査、動脈硬化測定検査など  
※本年度から、脳ドック受診者は、同じ年度の和歌山県後期高齢者医療健康診査を受診できません。
- 申し込み・問い合わせ
 

保険年金課 高齢医療係 ☎33-1273

国民年金保険料の産前産後期間の免除制度が始まります 【保険年金課】

- 対象者
 

国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の人
- 免除される期間
 

出産予定日または出産日の前月から4カ月間（多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日の3カ月前から6カ月間）  
※ただし、本年度は対象となる期間のうち4月以降が免除の対象となります。
- 申請時期 出産予定日の6カ月前から
- 申請・問い合わせ
  - 保険年金課 国民年金係 ☎33-1272
  - 和歌山東年金事務所 ☎073-474-1841

国民健康保険被保険者証の有効期限について

新しい国民健康保険被保険者証（以下、保険証）は、有効期限が2020年9月30日までの1年6カ月となります（保険証への記載は「平成32年9月30日」となります。改元日以降は新元号に読み替えます）。今後、保険証の更新時期は毎年10月1日となりますので、次の保険証の送付は2020年9月中旬となります。

なお、退職者医療制度の対象から外れる人や、後期高齢者医療制度に移行する人は有効期限がこれより短くなっていますので、有効期限前に新しい保険証もしくは後期高齢者医療被保険者証を送付します。

- 問い合わせ 保険年金課 国民健康保険係 ☎33-1271

みんなで、らくらくウォーキング！！ウォーキングデー！！ 【保険年金課】

健康維持・増進を図っていただくことを目的に市内コースを約1時間かけて歩きます。運動しやすい服装でご参加ください。詳しくは、市役所や各地区公民館で配布しているチラシをご覧ください。

- 日程 4月19日（金） ※雨天中止
- 時間 受付：午前9時30分～ 出発：午前10時
- 集合場所 隅田八幡神社 西側駐車場 ※なるべく乗り合わせてお越しください。
- コース 丸高稲荷神社から紀ノ光台と高橋川を巡るコース
- 問い合わせ
 

保険年金課 国民健康保険係 ☎33-1271



魅力発信

「親子deあそぼう」の動画を配信しています 【秘書広報課】

子育て家庭の皆さんに親子でのふれあい方や遊び方などをさらにわかりやすく見ていただけるように、広報紙で紹介した記事を動画でも配信します。

今回は「制作遊び がらがらピースのマラカス」をYouTube橋本市公式チャンネルに掲載しましたので、ぜひご覧ください。



▲携帯電話用二次元コード



市役所の紀陽銀行窓口取扱時間の変更となります

4月1日から窓口取扱時間が次のとおりとなります。

- ・午前9時～正午
- ・午後1時～3時

ご迷惑をおかけしますがよろしくお祈りします。

- 問い合わせ
 

出納室 ☎33-1221

平成31年度市税等納付期限表（普通徴収分）

月	固定資産税・都市計画税	個人市・県民税	軽自動車税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料
4月						
5月	全期・1期 5月31日（金）		全期 5月31日（金）			
6月		全期・1期 7月1日（月）				
7月	2期 7月31日（水）			全期・1期 7月31日（水）	1期 7月31日（水）	1期 7月31日（水）
8月		2期 9月2日（月）		2期 9月2日（月）	2期 9月2日（月）	2期 9月2日（月）
9月				3期 9月30日（月）	3期 9月30日（月）	3期 9月30日（月）
10月		3期 10月31日（木）		4期 10月31日（木）	4期 10月31日（木）	4期 10月31日（木）
11月				5期 12月2日（月）	5期 12月2日（月）	5期 12月2日（月）
12月	3期 12月25日（水）			6期 12月25日（水）	6期 12月25日（水）	6期 1月6日（月）
1月		4期 1月31日（月）		7期 1月31日（金）	7期 1月31日（金）	7期 1月31日（金）
2月	4期 3月2日（月）			8期 3月2日（月）	8期 3月2日（月）	8期 3月2日（月）
3月					9期 3月31日（火）	9期 3月31日（火）

通知書などの一括送付について

固定資産税・都市計画税は5月、個人市・県民税は6月、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、および介護保険料は7月に通知書と一年分の納付書をまとめて送付しますので、失わないように大切に保管してください。

固定資産税・都市計画税、個人市・県民税、軽自動車税、国民健康保険税の納付書は、納付期限内であれば、コンビニエンスストアで納めることができます。

ただし、納付期限の過ぎたものや納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるものは、コンビニエンスストアで納めることができませんので、金融機関または税務課で納めてください。

便利な口座振替をご利用ください

口座振替は、納め忘れがなくなり、金融機関などに振込みに行く手間が省けます。

口座振替の手続きに必要な申請用紙は、市内の金融機関の窓口および税務課に用意しています。申請用紙に必要事項を記入・押印（銀行届出印）の上、依頼する金融機関の窓口で申し込んでください。

なお、振替日は納付期限と同日です。口座振替の領収書は発行していませんので、通帳への記帳などによりご確認ください。

問い合わせ 税務課 収納係 ☎33-1169